

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童虐待相談、虐待事案への対応を迅速に行うなど、子ども家庭相談センター（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく児童相談所をいう。以下同じ。）の機能強化を図るため、大津市および高島市域を所管区域とする大津・高島子ども家庭相談センターを設置することから、滋賀県行政機関設置条例（平成 21 年滋賀県条例第 1 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 大津・高島子ども家庭相談センターを大津市に設置するほか、必要な事項を定めることとします。（第 12 条関係）

(2) その他

ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県行政機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新																								
第1条～第11条 省略 (子ども家庭相談センター) 第12条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項および売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づき、子ども家庭相談センターを設置する。	第1条～第11条 省略 (子ども家庭相談センター) 第12条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、子ども家庭相談センターを設置する。																								
2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">滋賀県中央子ども家庭相談センター</td> <td style="padding: 2px;">草津市</td> <td style="padding: 2px;">大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市および高島市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">滋賀県彦根子ども家庭相談センター</td> <td style="padding: 2px;">彦根市</td> <td style="padding: 2px;">彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市および高島市	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡	(追加)			2 子ども家庭相談センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">名称</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">位置</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">滋賀県中央子ども家庭相談センター</td> <td style="padding: 2px;">草津市</td> <td style="padding: 2px;">草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">滋賀県彦根子ども家庭相談センター</td> <td style="padding: 2px;">彦根市</td> <td style="padding: 2px;">彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター</td> <td style="padding: 2px;">大津市</td> <td style="padding: 2px;">大津市および高島市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡	滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター	大津市	大津市および高島市
名称	位置	所管区域																							
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市および高島市																							
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡																							
(追加)																									
名称	位置	所管区域																							
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市	草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市																							
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡																							
滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター	大津市	大津市および高島市																							
(追加)	3 県内における児童福祉法第12条の4に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターおよび滋賀県彦根子ども家庭相談センターが行うものとする。																								
(追加)	4 子ども家庭相談センターのうち、滋賀県中央子ども家庭相談センターおよび滋賀県彦根子ども家庭相談センターは、売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づく婦人相談所とする。この場合において、これらの子ども家庭相談センターの同条第3項各号に掲げる業務に係る所管区域は、第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。																								

名称	所管区域
滋賀県中央子ども家庭相談センター	大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市および高島市
滋賀県彦根子ども家庭相談センター	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡および犬上郡

3 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

第13条以下 省略

5 県内における売春防止法第36条に規定する施設の業務は、滋賀県中央子ども家庭相談センターが行うものとする。

第13条以下 省略